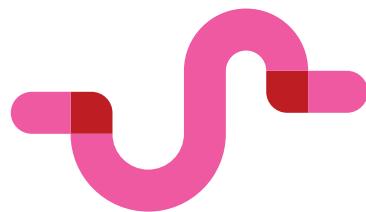


第104期

定時株主総会 招集ご通知

日時 2022年6月28日（火曜日）
午前10時

場所 千葉県鎌ヶ谷市
くぬぎ山四丁目1番12号
新京成電鉄株式会社 本社会議室
（新京成線 くぬぎ山駅下車）



shin-kei-sei

まいにち、ちょっと、新しい。

新京成電鉄株式会社

証券コード 9014

目次

第104期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	
第1号議案 当社と京成電鉄株式会社との 株式交換契約承認の件	4
第2号議案 剰余金の処分の件	31
第3号議案 取締役11名選任の件	32
(提供書面)	
事業報告	39
連結計算書類	53
計算書類	55
監査報告	57



書面による議決権行使期限

2022年6月27日（月曜日）

午後6時まで

(証券コード 9014)
2022年6月3日

株主各位

千葉県鎌ヶ谷市くぬぎ山四丁目1番12号

新京成電鉄株式会社

取締役社長 眞下 幸人

第104期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第104期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、株主総会へのご来場を見合わせていただくことをご検討いただきますようお願い申し上げます。その際は事前に書面（ご郵送）による議決権行使ができますので、積極的なご利用をお願いいたします。書面により議決権を行使いただく場合は、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討くださいますようお願い申し上げます。書面により議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、株主総会の前日（2022年6月27日午後6時）までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2022年6月28日（火曜日）午前10時
2 場 所	千葉県鎌ヶ谷市くぬぎ山四丁目1番12号 新京成電鉄株式会社 本社会議室 (新京成線 くぬぎ山駅下車)
3 目的事項	報告事項 1. 第104期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第104期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 当社と京成電鉄株式会社との株式交換契約承認の件 第2号議案 剰余金の処分の件 第3号議案 取締役11名選任の件

以 上

- 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」及び連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、当社ホームページ (<https://www.shinkeisei.co.jp/>) に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知提供書面には記載しておりません。なお、監査役及び会計監査人が監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類は本株主総会招集ご通知提供書面に記載の各書類のほか、上記の当社ホームページに掲載の事項となります。また、株主総会参考書類第1号議案「当社と京成電鉄株式会社との株式交換契約承認の件」のうち、京成電鉄株式会社の定款及び同社の最終事業年度に係る計算書類等につきましても、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、当社ホームページ (<https://www.shinkeisei.co.jp/>) に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知提供書面には記載しておりません。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項を当社ホームページ (<https://www.shinkeisei.co.jp/>) に掲載いたしますのでご了承ください。

新型コロナウイルスへの感染拡大が懸念されています。今後の状況変化により、株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ホームページ (<https://www.shinkeisei.co.jp/>) でお知らせいたします。

株主総会参考書類

第1号議案

当社と京成電鉄株式会社との株式交換契約承認の件

当社及び京成電鉄株式会社（以下「京成電鉄」といい、当社と京成電鉄を総称して「両社」といいます。）は、2022年4月28日開催の両社の取締役会において、京成電鉄を株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日付で、京成電鉄との間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。つきましては、本株式交換契約のご承認をお願いしたいと存じます。

なお、本株式交換は、京成電鉄においては、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第796条第2項の規定に基づく簡易株式交換の手続により、株主総会の承認を受けずに、また、当社においては、本総会におけるご承認を受けた上で、2022年9月1日を効力発生日として行う予定です。

本株式交換の効力発生日（2022年9月1日（予定））に先立ち、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）スタンダード市場において、2022年8月30日付で上場廃止（最終売買日は2022年8月29日）となる予定です。

本株式交換を行う理由、本株式交換契約の内容の概要等、その他本議案に関する事項は、以下のとおりです。

1. 本株式交換を行う理由

京成電鉄は、成田山のお不動参りの電車、京成電気軌道株式会社（同社はその後1945年6月に京成電鉄株式会社と社名変更しております。）として1909年6月に設立され、1912年11月に5両の電車で押上～江戸川・京成高砂～柴又間 11.5 kmの路線により、その一步を踏み出しました。

その後、1960年12月には日本で最初の地下鉄との相互乗り入れ、1978年5月には成田空港へ路線を延伸、1991年3月には空港ターミナル直下への乗り入れを開始、2010年7月には都心から成田空港への新たなアクセスルートとして「成田スカイアクセス」を開業する等、鉄道

ネットワークの拡充とお客様利便性の向上に努めてまいりました。

また、鉄道事業を基盤としながらさまざまな事業展開を行い、1932年7月に直営のバス事業を開始、1933年11月には不動産業に参入、さらに1950年代以降は流通業やレジャー・サービス業への参入等を行い、2022年4月28日現在、京成電鉄及び子会社89社、関連会社8社（以下「京成電鉄グループ」といいます。）により京成電鉄グループを構成しています。京成電鉄グループは、「お客様に喜ばれる良質な商品・サービスを、安全・快適に提供し、健全な事業成長のもと、社会の発展に貢献します」をグループ経営理念とし、東京都東部、千葉県・茨城県を主な営業エリアとして、総合生活企業グループとして運輸業・不動産業・流通業等の事業を幅広く展開しております。

京成電鉄グループでは、将来的な沿線人口の減少や少子高齢化の進展及び成田空港の機能強化等、京成電鉄グループを取り巻く環境が変化する中においても収益規模を拡大し、持続的な成長を実現するため、2019年4月に中期経営計画「E4プラン」を策定し、2022年3月までの3年間遂行してまいりました。

E4プランでは、「地域社会との共生による京成グループのプレゼンス強化」「グループ経営体制の充実並びにコーポレート・ガバナンスの強化」「インバウンド市場の深耕」「既存事業の強化による収益拡大」「安全・安心の確保並びにサービス品質の向上」「新たな成長ビジョンの確立」を基本戦略に掲げ、沿線地域の持続的発展や多様化する社会的要請への対応、グループ全体で安全かつ満足度の高いサービスの提供、事業領域の拡大に取り組み、着実に成果を上げております。

京成電鉄グループを取り巻く環境としては、主力の運輸業では、空港輸送がインバウンド旅行者の増加に伴って増加基調で推移してはいましたが、足元では新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」といいます。）によるインバウンド需要の喪失や人流の減少に伴い、運輸業やレジャー・サービス業等で需要減少の影響を受けております。

感染症の影響については今後順次回復し、成田空港の機能強化に伴う航空旅客増等、成長軌道への回帰が見込まれますが、収支面においては燃料費の高騰に伴う運行コストの増加が懸念されるほか、沿線地域では中長期的には少子高齢化に起因する生産年齢人口の減少が予測されており、これは京成電鉄グループの主力事業において将来的な収益獲得機会の逡減要素であると捉えております。

他方、当社は、1946年10月に千葉県北西部の開発を目的として設立され、旧陸軍鉄道連隊演習線を引き継いで、1947年12月、新津田沼～薬園台間2.5kmの路線に4両の電車で営業を

開始いたしました。その後、1955年4月に松戸までの全線を単線で開通させ、1975年2月には新津田沼～松戸間を複線化し、2006年12月からは京成電鉄千葉線への乗り入れを開始する等、輸送力の増強とお客様の利便性向上に努めてまいりました。

また、鉄道事業を基盤としながらさまざまな事業展開を行い、1949年1月にはバス事業を開始、1955年2月には不動産業に参入、さらに1970年代以降はサービス業等への参入を行い、2022年4月28日現在、当社及び子会社7社、関連会社2社（以下「当社グループ」といいます。）により構成されています。当社グループは、「まいにち、ちょっと、新しい。」をブランドスローガンとして掲げ、千葉県北西部を主な営業エリアとして、運輸業・不動産業・コンビニ業等の事業を展開しております。

当社グループでは、安全・安心・快適を旨とした事業運営を通じ、お客様や社会からより信頼される企業となることを目指しつつ、ニーズを先取りしたサービス展開により、住んでいたい・住んでみたい魅力的な沿線づくりを行うために、2019年4月に中期経営計画「S4計画」を策定し、2022年3月までの3年間取り組んでまいりました。

S4計画では、「社会・公共インフラとしての責務の遂行」「鎌ヶ谷市内高架化の完成と高架下周辺の整備」「基幹事業を柱とする街づくりと新たな事業の推進」「次世代につながる強い企業体質の構築」を基本戦略として掲げ、安全・安心への恒久対策、基幹事業の強化と周辺事業の拡大、サービス品質の向上等に積極的に取り組み、沿線地域の価値を向上させるべく、着実に成果を上げております。

これまでの取り組みを踏まえ、一層の事業基盤の強化や新たな事業の創出、沿線地域との共生や支援による地域活性化を図るとともに地域ブランド力を向上させることで、当社グループ全体としての魅力を向上させ、お客様や社会からより信頼される企業を目指しております。

当社の沿線には、高度成長期に開発された団地住宅が多く立地しており、沿線地域における少子高齢化や生産年齢人口の減少による長期的な収益への影響が見込まれることから、従前より各種の対策を行ってまいりました。

しかしながら2020年2月以降、感染症拡大による人流減少が続いており、通勤・通学輸送を中心とした地域内輸送を主力事業とする当社グループにおいては、同業他社よりも比較的早い段階で業績が回復すると見込まれているものの、足元では運輸業において輸送人員が減少する等の影響を受けております。

以上のように、経営環境は将来的に不透明さのある厳しい状況ですが、両社の中長期的な成長及び企業価値の向上を実現するためには、両社の事業エリアにおける事業基盤及び競争力の

強化が求められていると認識しております。

また、両社が所属する運輸業界全体の動向として、SDGsの達成に向けた貢献やESG・気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）への対応等、企業の社会的責任や環境への取り組みを重視した経営が求められており、これまでも両社は社会・公共インフラを担う企業として安全・安心・快適な輸送サービスの提供や環境に配慮した省エネルギー車両の導入、バリアフリー化の推進、沿線地域の自治体や組織と連携した取り組みの実施等を行ってまいりましたが、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するというSDGsの達成に向けて、これまで以上に付加価値を創出し、かつ提供することが求められていると認識しております。

これまでも、京成電鉄は当社を持分法適用関連会社とし、千葉県北西部エリアにおいて、鉄道事業では営業施策・安全施策等での情報交換、鉄道車両の共同開発、資材等の共同購入、並びにバス事業では営業施策・安全施策の情報交換、高速路線の共同運行等、緩やかな連携を行ってまいりました。しかし、京成電鉄としては、両社がともに上場会社として独立した事業運営を行っている現状においては、経営資源の効率的な利活用や機動的な意思決定等が必ずしも十分に行われていないものと考えております。例えば、当社においては、上場企業としての独立性維持の観点から、当社の少数株主（当社の株主のうち京成電鉄以外の者をいいます。以下同じです。）との利益相反を考慮し、京成電鉄との取引の必要性や合理性等について、常に第三者間取引との比較検討が必要であり、その結果、京成電鉄との協業による事業シナジー追求は必ずしも優先的に検討されないといった課題がございます。また、京成電鉄においても、現状の資本構成を前提とした場合、当社に投下した資本の半分以上が外部の株主の利益に帰属してしまうため、京成電鉄からの経営資源投入は当社が完全子会社化された場合に比べると抑制的なものにならざるを得ない状況です。

京成電鉄は、前述のような厳しい経営環境においても、前述のように両社の企業価値の向上及び中長期的な成長を実現するとともに、SDGsの達成に向けた貢献やESG・気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）への対応等を行っていくためには、当社を京成電鉄の完全子会社とし、グループ内の限りある経営資源を効率的に利活用し迅速な意思決定を行う体制を早急に構築すること、また、両社の連携をさらに強化し、京成電鉄グループ及び当社グループが一体となって経営を遂行することが必要不可欠であると考えました。そこで、2021年10月に京成電鉄は当社に対して、株式交換による完全子会社化に向けた初期的提案を行いました。

当社は、京成電鉄からの初期的提案を受けて、本株式交換に係る具体的な検討を開始することといたしました。また、具体的検討を開始するに際し、京成電鉄からの初期的提案に対する当社取締役会における意思決定過程の公正性、透明性及び客観性の確保並びに意思決定の恣意性の排除を目的として、2022年1月28日に京成電鉄との間で利害関係を有しない独立した委員のみから構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といい、その詳細については、下記3.（3）②「利益相反を回避するための措置」をご参照ください。）を設置する等、検討体制を整えた上で、京成電鉄との協議を行うことといたしました。

当社グループ及び京成電鉄グループは、これまでも中・長期経営計画の策定及び実行を通じて企業体質を強化する等、選ばれる企業となるための進化に向けて尽力してまいりました。

しかし、両社における検討の結果、上記のような厳しい経営環境の中で持続的な成長を実現し地域に根差した企業としての社会的責任を果たしていくためには、当社が京成電鉄の完全子会社となることで強固な協力関係を構築し、スケールメリット、事業ノウハウ等の経営資源を活用することが、企業価値向上のためにも有益であるとの結論に至りました。

本株式交換により、具体的には以下のようなシナジーが実現可能であると考えております。

- （i）千葉県北西部における事業基盤の強化及び地域活性化
- （ii）経営資源の相互活用による競争力強化及び事業規模の拡大
- （iii）スケールメリットを活かした効率的な協働体制の実現

以上の認識のもと、両社において株式交換比率を含む本株式交換に係る諸条件についての検討及び協議を経て合意に至り、2022年4月28日開催の両社の取締役会において本株式交換を行うことをそれぞれ決議し、2022年4月28日、両社の間で本株式交換契約を締結いたしました。今回の組織再編により京成電鉄グループの経営資源の最適かつ効率的な活用と、両社間での事業戦略の一層の共有化及び両社の競争力の強化を進めてまいります。これにより両社の企業価値が向上し、双方の株主にとって有益な組織再編になると考えています。

2. 本株式交換契約の内容の概要

両社が2022年4月28日に締結した本株式交換契約の内容は次のとおりです。

株式交換契約書（写）

京成電鉄株式会社（以下、「甲」という。）及び新京成電鉄株式会社（以下、「乙」という。）は、2022年4月28日（以下、「本契約締結日」という。）、以下のとおり株式交換契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（本株式交換）

甲及び乙は、本契約の規定に従い、甲を乙の株式交換完全親会社とし、乙を甲の株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により、乙の発行済株式（甲が有する乙の株式を除く。以下同じ。）の全部を取得する。

第2条（株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、それぞれ以下のとおりである。

(1) 甲（株式交換完全親会社）

商号：京成電鉄株式会社

住所：千葉県市川市八幡三丁目3番1号

(2) 乙（株式交換完全子会社）

商号：新京成電鉄株式会社

住所：千葉県鎌ヶ谷市くぬぎ山四丁目1番12号

第3条（本株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下、「基準時」という。）における乙の各株主（第8条に基づく乙の自己株式の消却後の各株主をいうものとし、甲を除く。以下本条において同じ。）に対して、乙の普通株式に代わる金銭等として、その有する乙の普通株式の数の合計に0.82を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。

2. 甲は、本株式交換に際して、基準時における乙の各株主に対して、その有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式0.82株の割合をもって、甲の普通株式を割り当てる。

3. 前二項の規定に従い甲が乙の株主に対して割り当てるべき甲の普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、甲は会社法第234条その他の関連法令の規定に従い、その端数の合計数（合計数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。）に相当する数の甲の普通株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主に交付する。

第4条（甲の資本金及び準備金の額）

本株式交換により増加すべき甲の資本金及び準備金の額は以下のとおりとする。

- (1) 資本金の額 0円
- (2) 資本準備金の額 会社計算規則第39条の規定に従って甲が別途定める額
- (3) 利益準備金の額 0円

第5条（本効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下、「本効力発生日」という。）は、2022年9月1日とする。但し、本株式交換の手續の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は、協議し合意の上、これを変更することができる。

第6条（株主総会の承認）

1. 甲は、会社法第796条第2項の規定により、本契約について会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ないで本株式交換を行う。ただし、会社法第796条第3項の規定により、本契約につき甲の株主総会の決議による承認が必要となった場合、甲は、本効力発生日の前日までに、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する株主総会の決議を求める。
2. 乙は、2022年6月28日に開催予定の定時株主総会（以下、「乙定時株主総会」という。）において、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する株主総会の決議を求めるものとする。
3. 本株式交換の手續の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は、協議し合意の上、乙定時株主総会の開催日を変更することができる。

第7条（事業の運営等）

甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日までの間、それぞれ善良な管理者の注意をもって自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行い、その財産若しくは権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行おうとする場合については、あらかじめ甲乙協議し合意の上、これを行う。

第8条（自己株式の消却）

乙は、基準時において乙が有するすべての自己株式（本株式交換に関する会社法785条に基づく乙の株主の株式買取請求に応じて乙が取得する株式を含む。）を、本効力発生日の前日までに開催する乙の取締役会決議により、基準時において消却する。

第9条（剰余金の配当）

1. 甲及び乙は、次項に定めるものを除き、本契約締結日以降、本効力発生日以前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならない。
2. 前項の規定にかかわらず、(i)甲は、2022年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、総額14.6億円を限度として、(ii)乙は、2022年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、総額1.4億円を限度として、それぞれ剰余金の配当を行うことができる。但し、甲及び乙は、別途書面により合意することにより、当該剰余金の配当額を変更することができる。

第10条（本株式交換の条件変更及び中止）

本契約締結日以降本効力発生日に至るまでの間において、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は、誠実に協議し合意の上、本株式交換の条件その他の本契約の内容を変更し、又は本株式交換を中止し、若しくは本契約を解除することができる。

第11条（本契約の効力）

本契約は、本効力発生日の前日までに、第6条第1項ただし書に定める甲の株主総会における承認（但し、会社法第796条第3項の規定に従い本契約について甲の株主総会による承認が必要となった場合に限る。）若しくは乙の株主総会における承認又は本株式交換に必要な法令に定める関係官庁等の承認が得られないとき、又は前条に従い本株式交換が中止され、若しくは本契約が解除されたときは、その効力を失う。

第12条（準拠法及び管轄）

1. 本契約の準拠法は日本法とし、日本法に従って解釈されるものとする。
2. 甲及び乙は、本契約に関連して裁判上の紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第13条（協議）

本契約に記載のない事項、又は本契約の内容に疑義が生じた場合は、甲及び乙は誠実に協議し、その解決を図るものとする。

上記合意の成立を証するため、本書2通を作成し、各当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

2022年4月28日

甲 千葉県市川市八幡三丁目3番1号
京成電鉄株式会社
代表取締役社長 小林 敏也 ⑩

乙 千葉県鎌ヶ谷市くぬぎ山四丁目1番12号
新京成電鉄株式会社
代表取締役社長 眞下 幸人 ⑩

3. 交換対価の相当性に関する事項

(1) 交換対価の総数及び割当ての相当性に関する事項

①本株式交換に係る割当ての内容

	京成電鉄 (株式交換完全親会社)	当社 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	0.82
本株式交換により交付する株式数	京成電鉄の普通株式：4,983,417株（予定）	

(注1) 株式の割当比率

当社株式1株に対して、京成電鉄の普通株式（以下「京成電鉄株式」といいます。）0.82株を割当交付いたします。ただし、京成電鉄が保有する当社株式（2022年4月28日現在4,899,895株）については、本株式交換による株式の割当ては行いません。なお、上記の本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合は、両社が協議し合意の上、変更されることがあります。

(注2) 本株式交換により交付する京成電鉄株式の数：4,983,417株（予定）

上記株式数は、2022年3月31日時点における当社の発行済株式数（11,023,228株）及び自己株式数（45,994株）並びに2022年4月28日現在における京成電鉄が保有する当社株式数（4,899,895株）に基づいて算出しております。

京成電鉄は、本株式交換に際して、本株式交換により京成電鉄が当社の発行済株式（ただし、京成電鉄が保有する当社株式を除きます。）の全部を取得する時点の直前時点（以下「基準時」といいます。）における当社の株主（ただし、以下の自己株式が消却された後の株主をいい、京成電鉄を除きます。）に対して、その保有する当社株式に代えて、本株式交換比率に基づいて算出した数の京成電鉄株式を割当交付いたします。本株式交換に際して割当交付する京成電鉄株式には、京成電鉄が保有する自己株式（2022年4月28日現在1,605,651株）を充当し、新株式の発行は行わない予定です。京成電鉄は、機動的な資本政策の遂行及び資本効率の向上を通じて株主利益の向上を図るために、別途5,000,000株を上限として、京成電鉄株式を取得する（以下「本自己株取得」といいます。）予定です。本自己株取得に関する概要は、(i) 取得対象株式の種類：京成電鉄株式、(ii) 取得し得る株式の総数：5,000,000株（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合2.93%）、(iii) 株式の取得価額の総額：18,000,000,000円（上限）、(iv) 自己株式取得の期間：2022年4月29日～2022年8月31日、(v) 取得方法：東京証券取引所における自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）を含む市場買付、(vi) その他必要な事項：本自己株取得についての(i)～(v)以外の必要事項に関する一切の決定については、代表取締役社長に一任する、(vii)（ご参考）2022年4月28日時点の自己株式の保有状況：発行済株式総数（自己株式を除く）170,805,534株・自己株式数1,605,651株、というものです。

なお、当社は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時において当社が保有する自己株式（本株式交換に際して、会社法第785条第1項の規定に基づいて行使される株式買取請求に係る株式の買取りによって当社が取得する自己株式を含みます。）の全部を、基準時をもって消却する予定です。

本株式交換により割当交付する京成電鉄株式の総数については、当社による自己株式の取得及び消却等により、今後修正される可能性があります。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、京成電鉄の単元未満株式（100株未満の株式）を保有することとなる当社の株主の皆様におかれまし

ては、以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。

(i) 単元未満株式の買取制度（1単元（100株）未満株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、京成電鉄の単元未満株式を保有する株主の皆様が、京成電鉄に対して、その保有する単元未満株式の買取りを請求することができる制度です。

(ii) 単元未満株式の買増制度（1単元（100株）への買増し）

会社法第194条第1項及び京成電鉄の定款の規定に基づき、京成電鉄の単元未満株式を保有する株主の皆様が、京成電鉄に対して、その保有する単元未満株式の数と合わせて1単元（100株）となる数の京成電鉄株式を売り渡すことを請求し、これを買増することができる制度です。

(注4) 1株に満たない端数の取扱い

本株式交換に伴い、京成電鉄株式の1株に満たない端数の交付を受けることとなる当社の株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の規定に従い、その端数の合計数（その合計数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。）に相当する数の京成電鉄株式を売却し、係る売却代金をその端数に応じて交付いたします。

②本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

(i) 割当ての内容の根拠及び理由

両社は、上記1.「本株式交換を行う理由」に記載のとおり、2021年10月に、京成電鉄から当社に対して本株式交換の提案が行われ、両社間で真摯に協議・交渉を重ねた結果、京成電鉄が当社を完全子会社化することが、両社の企業価値向上にとって最善の判断と考えるに至りました。

両社は、本株式交換に用いられる上記①「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換比率の算定に当たって、公正性・妥当性を確保するため、それぞれ別個に、両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、京成電鉄はみずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）を、当社は株式会社日本政策投資銀行（以下「日本政策投資銀行」といいます。）を、それぞれのファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関に選定いたしました。

京成電鉄においては、下記(3)①「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、第三者算定機関であるみずほ証券から2022年4月27日付で受領した株式交換比率算定書、リーガル・アドバイザーである卓照綜合法律事務所からの助言、京成電鉄が当社に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえ、慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率は妥当であり、京成電鉄の株主の皆様利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

他方、当社においては、下記(3)①「公正性を担保するための措置」及び(3)②「利益

相反を回避するための措置」に記載のとおり、第三者算定機関である日本政策投資銀行から2022年4月27日付で受領した株式交換比率算定書、リーガル・アドバイザーである大江橋法律事務所からの助言、当社が京成電鉄に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果、京成電鉄との間で利害関係を有しない独立した委員のみから構成される本特別委員会からの指示、助言及び2022年4月27日付で受領した答申書の内容等を踏まえて、京成電鉄との間で複数回にわたり本株式交換比率を含む本株式交換の条件に関して慎重に交渉・協議を重ねた結果、本株式交換比率は妥当であり、当社の少数株主の皆様様の利益に資するものであるとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

両社は、上記のそれぞれにおける検討を踏まえて両社間で交渉・協議を重ねた結果、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当なものであり、それぞれの株主の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うこととし、2022年4月28日開催の両社の取締役会の決議に基づき、両社間で本株式交換契約を締結しました。

なお、本株式交換比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議の上変更されることがあります。

(ii) 算定に関する事項

(ア) 算定機関の名称及び両社との関係

京成電鉄の第三者算定機関であるみずほ証券は、両社及び本株式交換からは独立した算定機関であり、両社の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して両社との利益相反に係る重要な利害関係を有していません。

みずほ証券は京成電鉄の株主たる地位を有しており、みずほ証券のグループ企業である株式会社みずほ銀行（以下「みずほ銀行」といいます。）は、両社の株主たる地位を有しているほか、みずほ銀行及びみずほ証券のグループ会社であるみずほ信託銀行株式会社（以下「みずほ信託銀行」といいます。）は京成電鉄に対し、また、みずほ銀行は当社に対して通常の銀行取引の一環としての融資取引等は生じていますが、みずほ証券によれば、みずほ証券は金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第36条第2項及び金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第70条の4その他の適用法令に従い、みずほ証券のファイナンシャル・アドバイザー業務を担当する部署と京成電鉄の株式を保有する同社の別部署との間において情報隔壁措置等の適切な弊害防止措置を講じている他、みずほ銀行における両社の株式を保有する同行の別部署との間においても、情報隔壁措置等の適切な弊害防止措置を講じているとのことであり、これらの措置により、みずほ証券のファイナンシャル・アドバイザー業務を担

当する部署は、本株式交換に関して利益相反に係る利害関係の影響を受けずに、みずほ証券、みずほ銀行及びみずほ信託銀行の両社に対する株主又は貸付人の地位とは独立した立場で、両社の株式価値の算定を行っているとのことです。

京成電鉄は、みずほ証券のファイナンシャル・アドバイザー業務を担当する部署とみずほ証券及びみずほ銀行の両社の株式を保有する別部署との間において情報隔壁措置等の適切な弊害防止措置が講じられていること、京成電鉄とみずほ証券は一般取引先と同様の取引条件での取引を実施しているため第三者算定機関としての独立性が確保されていること、みずほ証券は過去の同種事案の第三者算定機関としての実績を有していること等を踏まえ、みずほ証券を両社から独立した第三者算定機関として選定いたしました。

当社の第三者算定機関である日本政策投資銀行は、両社から独立した算定機関であり、両社の関連当事者には該当しません。日本政策投資銀行は、両社に対して通常の銀行取引の一環としての融資取引等は生じていますが、本株式交換に関して両社との利益相反に係る重要な利害関係を有していません。

日本政策投資銀行によれば、日本政策投資銀行は金融商品取引法第36条第2項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第70条の4その他の適用法令に従い、日本政策投資銀行のファイナンシャル・アドバイザー業務及び当社株式の価値算定業務を担当する部署と同行のその他部署との間において、情報隔壁措置等の適切な弊害防止措置を講じているとのことであり、これらの措置により、日本政策投資銀行のファイナンシャル・アドバイザー業務及び当社株式の価値算定業務を担当する部署は、本株式交換に関して利益相反に係る利害関係の影響を受けずに、日本政策投資銀行の両社に対する貸付人の地位とは独立した立場で、当社の株式価値の算定を行っているとのことです。

当社は、日本政策投資銀行の行内で情報隔壁措置等の適切な弊害防止措置が講じられていること、当社と日本政策投資銀行は一般取引先と同様の取引条件での取引を実施しているため第三者算定機関としての独立性が確保されていること、日本政策投資銀行は過去の同種事案の第三者算定機関としての実績を有していること等を踏まえ、日本政策投資銀行を両社から独立した第三者算定機関として選定いたしました。

(イ) 算定の概要

みずほ証券は、京成電鉄については、同社が東京証券取引所プライム市場に上場しており、当社については、同社が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価基準法を、また、将来の事業活動の状況を算定に反映するため、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を採用して算定を行

いました。

各評価手法による当社株式1株につき割当交付される京成電鉄株式数の算定レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定レンジ
市場株価基準法	0.62~0.69
D C F 法	0.50~1.42

なお、市場株価基準法では、2022年4月27日を算定基準日として、算定基準日の株価、算定基準日から遡る1か月間、3か月間及び6か月間の株価終値の単純平均値を採用いたしました。

みずほ証券がD C F 法による算定の前提とした両社の財務予測においては、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれています。具体的には、京成電鉄の株式価値の算定に使用した事業計画については、2021年3月期及び2022年3月期において感染症流行の影響により運輸業を中心に収益が一時的に落ち込んでいたものの、2023年3月期はインバウンド需要や国内の人流が徐々に回復することを見込んでいるほか、不動産業において引き続き収益賃貸物件の拡充を進めること等により収益が回復し、約215億円の営業利益を見込み、2024年3月期においては対前年度比で約4割程度の増益を見込んでいます。一方、当社の株式価値の算定に使用した事業計画については、2022年3月期までの感染症の影響による減益からの回復により、営業利益に関して2023年3月期は約10億円の営業利益を見込み、2024年3月期及び2025年3月期において、対前年度比でそれぞれ約4割及び約3割の増益を見込んでいます。また、不動産業において地域開発を行っていくことにより、2026年3月期の営業利益において、対前年度比で約4割の増益を見込んでいます。

なお、両社の財務予測は、本株式交換の実施を前提としていません。

みずほ証券は、株式交換比率の算定に際して、みずほ証券が検討した全ての公開情報及び両社からみずほ証券に提供され又はみずほ証券が両社と協議した財務その他の情報で株式交換比率の算定に際して実質的な根拠となった情報の全てが、正確かつ完全なものであることに依拠し、それを前提としています。

なお、みずほ証券は、係る情報の正確性もしくは完全性につき独自に検証を行っておらず、また、これらを独自に検証する責任又は義務を負いません。株式交換比率算定書に記載される内容は、みずほ証券に提供され又はみずほ証券が両社と協議した情報について、係る情報を重大な誤りとする事項があった場合、又は株式交換比率算定書交付時点で開示されていない事実

や状況もしくは株式交換比率算定書交付時点以降に発生した事実や状況（株式交換比率算定書交付時点において潜在的に存在した事実で、その後明らかになった事実を含みます。）があった場合には、異なる可能性があります。みずほ証券は、両社の経営陣が、みずほ証券に提供され又はみずほ証券と協議した情報を不完全もしくは誤解を招くようなものとするような事実を一切認識していないことを前提としています。さらに、みずほ証券は、両社又はその関係会社の資産・負債（デリバティブ取引、簿外資産・負債その他の偶発債務を含みます。）又は引当につき独自に評価・鑑定を行っておらず、いかなる評価又は鑑定についても、独自に第三者から提供を受けたことはなく、また、第三者に要求していません。みずほ証券は、両社又はその関係会社の財産又は施設を検査する義務を負っておらず、また、倒産、破産等に関する法律に基づいて両社又はその関係会社の株主資本、支払能力又は公正価格についての評価を行っていません。

株式交換比率の算定に際して両社から情報の提供又は開示を受けられず、又は提供もしくは開示を受けたもののそれが両社の株式価値に及ぼす影響が現時点においては不確定なもの、又はその他の方法によってもみずほ証券が評価の基礎として使用できなかったものもしくは使用できる確証を得られなかったものについては、みずほ証券は、みずほ証券が合理的及び適切と考える仮定を用いています。みずほ証券の係る仮定が重要な点において事実と異なることが明らかになった場合に、それが両社の将来の財務状況にどのような影響を及ぼすかについて、みずほ証券は検証を行っていません。

なお、みずほ証券が開示を受けた財務予測その他の将来に関する情報については、両社の将来の経営成績及び財務状況に関し現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき、両社の経営陣によって合理的に準備・作成又は調整されたことを前提としています。みずほ証券は上記の前提条件及び財務予測並びに事業計画の実現可能性について独自に検証することなく、これらの前提条件及び財務予測並びに事業計画に依拠しており、株式交換比率算定書で言及される分析又は予想又はそれらの基礎となる仮定に関して何らの見解も表明していません。みずほ証券は、法律、規制又は税務関連の専門家ではなく、係る事項については、両社の外部専門家が行った評価に依拠しています。

なお、本株式交換は、日本の法人税法上、課税されない取引であることを前提としています。

みずほ証券の算定結果は、みずほ証券が京成電鉄の依頼により、京成電鉄の取締役会が本株式交換比率を決定するための参考に資することを唯一の目的とし京成電鉄に提出したものであり、当該算定結果は、みずほ証券が本株式交換比率の妥当性について意見を表明するものではありません。

他方、日本政策投資銀行は、京成電鉄については、同社が東京証券取引所プライム市場に上場しており、当社については、同社が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法を、また、将来の事業活動の状況を算定に反映するため、DCF法を採用して算定を行いました。

各評価手法による当社株式1株につき割当交付される京成電鉄株式数の算定レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定レンジ
市場株価法	0.60～0.70
DCF法	0.57～1.31

なお、市場株価法では、2022年4月27日を算定基準日として、算定基準日の株価、算定基準日から遡る1か月間、3か月間及び6か月間の株価終値の単純平均値を採用いたしました。

日本政策投資銀行がDCF法による算定の前提とした両社の財務予測においては、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれています。具体的には、京成電鉄の株式価値の算定に使用した事業計画については、2022年3月期は引き続き感染症の流行により人流が減少した影響を受けていたものの、徐々に回復に転じることを見込んでいることから、営業利益に関して2023年3月期には約100億円を見込み、2024年3月期、2025年3月期及び2026年3月期においては対前年度比でそれぞれ約4割、約5割及び約4割の増益を見込んでいます。一方、当社の株式価値の算定に使用した事業計画については、2022年3月期までの感染症の影響による減益からの回復により、営業利益に関して2023年3月期は約10億円の営業利益を見込み、2024年3月期及び2025年3月期において、対前年度比でそれぞれ約4割及び約3割の増益を見込んでいます。また、不動産において地域開発を行っていくことにより、2026年3月期の営業利益において、対前年度比で約4割の増益を見込んでいます。

なお、両社の財務予測は、本株式交換の実施を前提としていません。

日本政策投資銀行は、株式交換比率の算定に際して、日本政策投資銀行が検討した全ての公開情報及び両社から日本政策投資銀行に提供され又は日本政策投資銀行が両社と協議した財務その他の情報で株式交換比率の算定に際して実質的な根拠となった情報の全てが、正確かつ完全なものであることに依拠し、それを前提としています。

なお、日本政策投資銀行は、係る情報の正確性もしくは完全性につき独自に検証を行っておらず、また、これらを独自に検証する責任又は義務を負いません。株式交換比率算定書に記載される内容は、日本政策投資銀行に提供され又は日本政策投資銀行が両社と協議した情報につ

いて、係る情報を重大な誤りとする事項があった場合、又は株式交換比率算定書交付時点で開示されていない事実や状況もしくは株式交換比率算定書交付時点以降に発生した事実や状況（株式交換比率算定書交付時点において潜在的に存在した事実で、その後明らかになった事実を含みます。）があった場合には、異なる可能性があります。日本政策投資銀行は、両社の経営陣が、日本政策投資銀行に提供され又は日本政策投資銀行と協議した情報を不完全もしくは誤解を招くようなものとするような事実を一切認識していないことを前提としています。さらに、日本政策投資銀行は、両社又はその関係会社の資産・負債（デリバティブ取引、簿外資産・負債その他の偶発債務を含みます。）又は引当につき独自に評価・鑑定を行っておらず、いかなる評価又は鑑定についても、独自に第三者から提供を受けたことはなく、また、第三者に要求していません。日本政策投資銀行は、両社又はその関係会社の財産又は施設を検査する義務を負っておらず、また、倒産、破産等に関する法律に基づいて両社又はその関係会社の株主資本、支払能力又は公正価格についての評価を行っていません。

株式交換比率の算定に際して両社から情報の提供又は開示を受けられず、又は提供もしくは開示を受けたもののそれが両社の株式価値に及ぼす影響が現時点においては不確定なもの、又はその他の方法によっても日本政策投資銀行が評価の基礎として使用できなかったものもしくは使用できる確証を得られなかったものについては、日本政策投資銀行は、日本政策投資銀行が合理的及び適切と考える仮定を用いています。日本政策投資銀行の係る仮定が重要な点において事実と異なることが明らかになった場合に、それが両社の将来の財務状況にどのような影響を及ぼすかについて、日本政策投資銀行は検証を行っていません。

なお、日本政策投資銀行が開示を受けた財務予測その他の将来に関する情報については、両社の将来の経営成績及び財務状況に関し現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき、両社の経営陣によって合理的に準備・作成又は調整されたことを前提としています。ただし、京成電鉄の財務予測においては、京成電鉄の2022年3月期の業績実績を踏まえると、当社としてその実現可能性について一定の懸念を有していることから、2023年3月期、2024年3月期及び2025年3月期の財務予測に対して当社に確認の上、一定の修正を加えた財務予測を採用しております。日本政策投資銀行は上記の前提条件及び財務予測並びに事業計画の実現可能性について独自に検証することなく、これらの前提条件及び財務予測並びに事業計画に依拠しており、株式交換比率算定書で言及される分析又は予想又はそれらの基礎となる仮定に関して何らの見解も表明していません。日本政策投資銀行は、法律、規制又は税務関連の専門家ではなく、係る事項については、両社の外部専門家が行った評価に依拠しています。

なお、本株式交換は、日本の法人税法上、課税されない取引であることを前提としています。

日本政策投資銀行の算定結果は、日本政策投資銀行が当社の依頼により、当社の取締役会が本株式交換比率を決定するための参考に資することを唯一の目的とし当社に提出したものであり、当該算定結果は、日本政策投資銀行が本株式交換比率の妥当性について意見を表明するものではありません。

（２）交換対価として京成電鉄株式を選択した理由

両社は、本株式交換の対価として、京成電鉄株式を選択いたしました。

京成電鉄株式は、東京証券取引所プライム市場に上場しており、本株式交換後も同市場における取引機会が確保されること、また、当社の株主が本株式交換に伴うシナジーを享受することが期待できることから、本株式交換の対価として京成電鉄株式を選択することが適切であると判断いたしました。

本株式交換に伴い、その効力発生日である2022年9月1日（予定）をもって、当社は京成電鉄の完全子会社となることから、当社株式は、東京証券取引所スタンダード市場の上場廃止基準により、所定の手続を経て2022年8月30日に上場廃止（最終売買日は2022年8月29日）となる予定です。

上場廃止後は、当社株式を金融商品取引所において取引することができなくなりますが、本株式交換の効力発生日において当社の株主の皆様には割り当てられる京成電鉄株式は東京証券取引所プライム市場に上場されているため、一部の株主の皆様においては単元未満株式の割当てのみを受ける可能性があるものの、1単元以上の株式については引き続き金融商品取引所において取引が可能であり、株式の流動性を確保できるものと考えております。

他方、本株式交換により、京成電鉄の単元未満株式を保有することとなる株主の皆様においては、金融商品取引所において当該単元未満株式を売却することはできませんが、単元未満株式の買取制度をご利用いただくことが可能です。また、単元未満株式の買増制度をご利用いただき、その保有する単元未満株式の数と合わせて1単元となる数の株式を京成電鉄から買い増すことも可能です。係る取扱いの概要については、上記（１）①（注３）「単元未満株式の取扱い」をご参照ください。また、本株式交換に伴い1株に満たない端数が生じた場合における端数の取扱いの詳細については、上記（１）①（注４）「1株に満たない端数の取扱い」をご参照ください。

なお、当社の株主の皆様は、最終売買日である2022年8月29日（予定）までは、東京証券取引所スタンダード市場において、その保有する当社株式を従来どおり取引することができるほか、基準時まで会社法その他関係法令に定める適法な権利を行使することができます。

(3) 当社の株主の利益を害さないように留意した事項

①公正性を担保するための措置

両社は、京成電鉄が、当社株式4,899,895株（2022年3月31日現在の発行済株式（自己株式を除く。）の総数10,977,234株に占める割合にして44.64%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、保有割合の計算について同じです。））を保有しており、当社が京成電鉄の持分法適用関連会社に該当すること、及び当社において京成電鉄の役職員と兼務の取締役や京成電鉄出身の取締役が存在すること等から、本株式交換の公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり公正性を担保するための措置を実施しています。

(i) 独立した第三者算定機関からの株式交換比率算定書の取得

京成電鉄は、両社から独立した第三者算定機関であるみずほ証券から、2022年4月27日付で、本株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要は上記(1)②(ii)「算定に関する事項」をご参照ください。なお、京成電鉄は、みずほ証券から、本株式交換比率が京成電鉄の株主にとって財務的見地より公正である旨の評価（フェアネス・オピニオン）を取得していません。

他方、当社は、両社から独立した第三者算定機関である日本政策投資銀行から、2022年4月27日付で、本株式交換に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要は上記(1)②(ii)「算定に関する事項」をご参照ください。なお、日本政策投資銀行に対する報酬には、本株式交換の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれております。また、当社は、日本政策投資銀行から、本株式交換比率が当社の株主にとって財務的見地より公正である旨の評価（フェアネス・オピニオン）を取得していません。

(ii) 独立した法律事務所からの助言

京成電鉄は、本株式交換のリーガル・アドバイザーとして、卓照綜合法律事務所を選定し、本株式交換の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を得ております。なお、卓照綜合法律事務所は、両社から独立しており、両社との間で重要な利害関係を有していません。

他方、当社は、本株式交換のリーガル・アドバイザーとして、大江橋法律事務所を選定し、本株式交換の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を得ております。なお、大江橋法律事務所は、両社から独立しており、両社との間で重要な利害関係を有していません。また、大江橋法律事務所の報酬は、本株式交換の成否にかかわらず支払われる時間制の報酬のみであり、本株式交換の成立等を条件とする成功報酬は含まれておりません。

②利益相反を回避するための措置

当社は、京成電鉄が、当社株式4,899,895株（2022年3月31日現在の発行済株式（自己株式を除く。）の総数10,977,234株に占める割合にして44.64%）を保有しており、当社が京成電鉄の持分法適用関連会社に該当すること、及び当社において京成電鉄の役職員と兼務の取締役や京成電鉄出身の取締役が存在すること等から、利益相反を回避するため、以下の措置を講じております。

（i）当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得

当社は、本株式交換に係る当社の意思決定に慎重を期し、また、当社の取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、当該取締役会において本株式交換を行う旨を決定することが当社の少数株主にとって不利益なものではないことを確認することを目的として、2022年1月28日開催の取締役会の決議に基づき、いずれも京成電鉄と利害関係を有しておらず、当社の社外取締役であり東京証券取引所に独立役員として届け出ている池田等氏（株式会社千葉銀行参与）及び当社の社外監査役であり東京証券取引所に独立役員として届け出ている山門浩一氏（元三井住友信託銀行株式会社常務執行役員）、並びに両社と利害関係を有しない独立した外部の有識者である櫻庭広樹氏（弁護士、奥野総合法律事務所・外国法共同事業）の3名により構成される本特別委員会を設置いたしました。なお、当社は、当初からこの3名を本特別委員会の委員として選定しており、本特別委員会の委員を変更した事実はありません。また、各委員に対しては、その職務の対価として、答申内容にかかわらず固定額の報酬又は時間制の報酬を支払うものとされております。

その上で、当社は、本株式交換を検討するにあたって、本特別委員会に対し、（ア）本株式交換の目的の合理性（本株式交換が当社の企業価値の向上に資するかを含む。）、（イ）本株式交換の取引条件（株式交換比率を含む。）の妥当性、（ウ）本株式交換の手續の公正性（どのような公正性担保措置をどの程度講じるべきかを含む。）並びに（エ）上記（ア）から（ウ）まで、及びその他の事項を踏まえ、本株式交換が当社の少数株主にとって不利益なものでないか（以下（ア）から（エ）までを総称して「本諮問事項」といいます。）について諮問いたしました。

なお、当社の取締役会は、本特別委員会の設置にあたり、本特別委員会の判断内容を最大限尊重して本株式交換に関する意思決定を行うことを決議するとともに、本特別委員会に対し、（a）京成電鉄との間の交渉について、当社の役職員に対して事前に方針を確認し、重要な局面で意見を述べ、指示や要請を行うこと、（b）当社の役職員から本株式交換に関する検討及び判断に必要な情報を受領すること、（c）当社が選任したファイナンシャル・アドバイザー又は第三者算定機関及びリーガル・アドバイザーを承認（事後承認を含む。）すること、並び

に（d）必要に応じ、自らのファイナンシャル・アドバイザー又は第三者算定機関及びリーガル・アドバイザーを選任又は指名すること（この場合の費用は当社が負担するものとしております。）の権限を付与することを決議しております。

本特別委員会は、2022年2月14日から2022年4月27日までに、委員会を合計11回開催したほか、会合外においても電子メール等を通じて、意見表明や情報交換、情報収集等を行い、必要に応じて随時協議を行う等して、本諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。具体的には、まず、当社を選任したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である日本政策投資銀行並びにリーガル・アドバイザーである大江橋法律事務所につき、いずれも独立性に問題がないことを確認し、その選任を承認いたしました。その上で、当社から、当社及び当社グループの事業概要、事業についての今後の見通し、本株式交換の実施について当社が考えるメリット・デメリット、株式交換比率の算定の前提となる当社の事業計画の策定手続及び内容等についての説明を受け、質疑応答を行ったほか、京成電鉄から、京成電鉄及び京成電鉄グループの事業概要、京成電鉄グループにおける当社の位置づけ、本株式交換に至る背景・経緯、株式交換を選択した理由、本株式交換によって見込まれるシナジーその他の影響の内容、本株式交換後の経営方針や従業員の取扱い等について説明を受け、質疑応答を行いました。また、当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である日本政策投資銀行から本株式交換に係る割当比率の算定方法及び算定結果の説明を受け、質疑応答を行い、その合理性の検証を行いました。さらに、当社のリーガル・アドバイザーである大江橋法律事務所から、本株式交換に係る当社の取締役会の意思決定方法、本特別委員会の運用その他の本株式交換に係る手続面の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関して助言を受けるとともに、京成電鉄に対する法務デュー・ディリジェンスの結果について説明を受け、質疑応答を行いました。加えて、当社の依頼に基づき京成電鉄に対する財務・税務デュー・ディリジェンスを実施した株式会社AGSコンサルティング（本特別委員会にて同社が両社との間に重要な利害関係を有しないことを確認しております。）より、当該財務・税務デュー・ディリジェンスの結果について説明を受け、質疑応答を行いました。なお、本特別委員会は、京成電鉄と当社との間における本株式交換に係る協議・交渉の経緯及び内容について適時に報告を受けた上で、複数回にわたり交渉の方針等について協議を行い、当社に意見する等して、京成電鉄との交渉過程に実質的に関与しております。

本特別委員会は、係る手続を経て、本諮問事項について慎重に協議及び検討を重ねた結果、本株式交換は当社の少数株主にとって不利益なものではない旨の答申書を、2022年4月27日付で、当社の取締役会に対して提出しております。本特別委員会の意見の概要は以下のとおりです。

(ア) 本株式交換の目的の合理性（本株式交換が当社の企業価値の向上に資するかを含む。）

上記1. 「本株式交換を行う理由」に記載の両社が有している当社を取り巻く事業環境及び当社の経営課題についての現状認識については、本特別委員会も同様の認識を有しており、本特別委員会として異存はない。

また、上記の事業環境及び経営課題を踏まえ、当社からは、本特別委員会に対し、感染症の流行によって特に大きな影響を受けた運輸業では、テレワークの拡大等により、輸送人員が以前の水準まで回復することは困難であるとの見通しを有しており、利益確保のためには業務効率化や利用実態に合わせた運賃制度の見直し、旅客誘致に寄与する施策や新規事業の拡大等の対策が不可欠と考えていることの説明がなされた。他方で、京成電鉄からは、本特別委員会に対し、当社が京成電鉄の完全子会社となり、京成電鉄グループとしてのスケールメリット、事業ノウハウ等を有効活用するとともに、従来以上に緊密化した連携を図りグループ一体となった経営を遂行することで、千葉県北西部における事業基盤の強化、経営資源の相互活用による競争力強化及び事業規模の拡大、並びにスケールメリットを活かした効率的な組織体制の実現といったシナジーの創出・発現が期待できるほか、両社が独立した上場会社であるという現在の状況に伴う制約なく京成電鉄との連携強化を加速させることができるとの認識が示されている。このような両社の説明は、当社を取り巻く事業環境及び当社の経営課題を前提とした具体的なもので、当社の属する業界及び市場の環境として一般に説明されている内容とも整合し、当社における将来の競争力強化に向けた現実的なものであると考えられ、特段不合理な点は見当たらない。

一方、当社からは、本特別委員会に対し、本株式交換に関する懸念として、当社の独自性・独立性の欠如、当社の既存株主への影響（株主優待より受けていた恩恵の消失等）、当社の従業員及び採用活動への影響、労働組合との関係について懸念が示された。そして、これらの点については、京成電鉄から、本株式交換後も当社の組織体制について現時点では具体的な変更は予定していないこと、現在沿線地域で浸透している当社ブランドの変更等を行う予定は現時点ではないこと、本株式交換後は京成電鉄株式の優待制度が配布されること及び当社の現株主に対し配布する株主優待を当社の株主優待に交換できる制度の構築を前向きに検討していること、当社の従業員にとっては、活躍の場が広がるチャンスであり、モチベーション向上に繋がり得るものとして本株式交換を前向きにとらえられるよう京成電鉄が協力すること、また、当社の従業員にとってより働きがいのある職場を共に創り上げていけるよう京成電鉄も協力すること等の説明がなされた。また、京成電鉄からは、当社グループの事業・資産を売却する等いわゆる焦土的な再編を行うことや当社の事業・資産を使った京成電鉄のための資金調達を行うこと等について、いずれも現時点では想定していないとの説明がなされた。京成電鉄からのこ

のような説明によって、当社が本特別委員会に対して示した本株式交換に係る懸念点については、一定程度軽減されると考えられる上、これらの懸念点が本株式交換により見込まれるメリットを上回り又は大きく毀損する具体的な蓋然性までは認められない。

よって、本特別委員会は、当社を取り巻く事業環境及び当社の経営課題に照らし、本株式交換は当社の企業価値の向上に資すると認められ、本株式交換の目的は合理的であると判断するに至った。

(イ) 本株式交換の取引条件（株式交換比率を含む。）の妥当性

(I) 完全子会社化の方法である株式交換については、当社の少数株主に対して本株式交換後におけるシナジー効果を享受する機会を提供し、また、現金化を望む株主は、流動性が高い京成電鉄株式を売却することで現金化が可能であること、株式交換は完全子会社化の方法として一般的に採用されている方法であることから、合理性があること、(II) (A) 日本政策投資銀行作成の株式交換比率に関する算定書の算定手法である市場株価法及びDCF法は、現在の実務に照らして一般的、合理的な手法であると考えられ、また、DCF法における割引率の根拠に関する説明も合理的であって、その算定内容は現在の実務に照らして妥当なものであると考えられること、及び、(B) 当該算定の前提となっている当社の事業計画及び京成電鉄の事業計画（当社及び本特別委員会として、当初京成電鉄から受領したものについてその実現可能性に一定の懸念を認めたことから、本特別委員会における議論を踏まえ、当社においてその前提条件に一部修正を加えたもの）は、その作成経緯及び両社の現状に照らして、不合理なものではないと考えられるところ、同算定書による当社株式及び京成電鉄株式の評価レンジに照らして、本株式交換比率は、市場株価法による算定結果の上限値を超え、かつ、DCF法による算定結果の範囲内にあること、(III) 市場株価に対する本株式交換比率のプレミアム水準は、本株式交換の類似の取引事例である近時の国内上場企業の完全子会社化を目的とした株式交換の事例におけるプレミアム水準に照らし合理的な水準と認められること、(IV) 本特別委員会は、当社が本株式交換の本格的な検討を開始した後速やかに設置され、株式交換比率が当社の少数株主に不利益を与えるものとなっていないかという点についての議論を複数回にわたって行い、当該議論の結果を京成電鉄との交渉方針に反映し、京成電鉄との交渉は本特別委員会において決定された当該交渉方針の下、その指示・要請に従って行われたことから、京成電鉄との交渉は、本特別委員会が実質的に関与してなされたと評価できること、並びに(V) その他本株式交換比率の決定プロセスの公正性を疑わせるような具体的事情は存在しないことに照らし、本特別委員会は、株式交換比率を含む本株式交換の取引条件は妥当であると判断するに至った。

(ウ) 本株式交換の手続の公正性 (どのような公正性担保措置をどの程度講じるべきかを含む。)

(I) 当社の取締役会は、両社から独立した本特別委員会を設置し、本特別委員会の判断内容を最大限尊重して本株式交換に関する意思決定を行うこととしていること、(II) 本特別委員会が京成電鉄との交渉に実質的に関与できる体制が確保され、京成電鉄との交渉は、本特別委員会が実質的に関与してなされたこと、また、京成電鉄との交渉経緯を踏まえると、京成電鉄との間では、独立当事者間の取引における協議・交渉と同等の協議・交渉が行われたものと評価できること、(III) 当社は両社及び本株式交換の成否から独立したリーガル・アドバイザーである大江橋法律事務所から法的助言を受けていること、(IV) 当社は両社から独立したファイナンシャル・アドバイザー兼第三者算定機関である日本政策投資銀行から株式交換比率に関する算定書を取得していること、(V) 当社は、当社が本株式交換の本格的な検討を開始した後速やかに、現に京成電鉄の役職員を兼務している当社の役職員のみならず、過去に京成電鉄の役職員としての地位を有していた当社の役職員が、当社と京成電鉄との間の本株式交換に係る取引条件に関する協議・交渉過程、及び当社の事業計画の作成過程に関与しない体制を構築していること、(VI) 現に京成電鉄の役職員を兼務している取締役及び過去に京成電鉄の役職員としての地位を有していた取締役、並びに京成電鉄の取締役を兼務している監査役を取締役会における本株式交換に係る審議・決議から除外し、また、2022年4月28日に開催予定の取締役会における本株式交換に係る審議・決議からも除外する予定であり、さらに、これらの者を当社の立場で、本株式交換に係る協議及び交渉に参加させていないこと、(VII) 当社は、京成電鉄との間で、当社が京成電鉄以外の対抗的買収提案者と接触することを制限するような合意は一切行なっておらず、いわゆる間接的マーケット・チェックが行われていると認められること、一方、当社は積極的なマーケット・チェックは行っていないが、本株式交換において、積極的なマーケット・チェックを行っていないことをもって本株式交換における手続の公正性を損なうものではないと考えられること、(VIII) 本株式交換では、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件は設定しない予定であるが、企業価値向上に資すると考えられ、かつ取引条件の妥当性が認められる本株式交換に関して、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件を設定することは、本株式交換の成立を不安定なものとし、かえって少数株主の利益に資さない可能性もあることに加え、本株式交換では、当社において他に十分な公正性担保措置が講じられていることから、本株式交換において、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件の設定がなされていないことは、本株式交換の手続の公正性を損なうものではないと考えられること、(IX) 適切な情報開示がなされる予定であること、並びに(X) その他本株式交換に係る協議、検討及び交渉の過程において、当社が京成電鉄より不当な影響を受けたことを推認させる事実は認

められないことに照らし、本特別委員会は、本株式交換に至る交渉過程等においては適切な公正性担保措置が講じられており、本株式交換の手続は公正であると判断するに至った。

(エ) 上記 (ア) から (ウ) まで、及びその他の事項を踏まえ、本株式交換が当社の少数株主にとって不利益なものでないか

上記 (ア) のとおり、本株式交換は当社の企業価値の向上に資するものと認められ、上記 (イ) 及び (ウ) のとおり、取引条件の妥当性及び手続の公正性も認められる。したがって、当社の取締役会において、本株式交換を行う旨を決議することは、当社の少数株主にとって不利益なものではないと考える。

(ii) 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

本株式交換に関する議案を決議した2022年4月28日開催の当社の取締役会においては、当社の取締役11名のうち、眞下幸人氏は京成電鉄の出身者であることに鑑み、また、小林敏也氏は京成電鉄の取締役を、三枝紀生氏は京成電鉄の相談役を、それぞれ兼務していることに鑑み、利益相反を回避する観点から、眞下幸人氏、小林敏也氏及び三枝紀生氏を除く他の8名で審議し全員の賛成により決議しております。なお、同じく利益相反を回避する観点から、眞下幸人氏、小林敏也氏及び三枝紀生氏は、当社の立場において本株式交換の協議及び交渉には参加しておりません。

また、上記の取締役会には、当社の監査役4名のうち、京成電鉄の取締役を兼務している天野貴夫氏及び金子庄吉氏を除く、京成電鉄との間で利害関係を有しない監査役2名（うち社外監査役1名）が参加し、いずれも上記決議に異議がない旨の意見を述べております。なお、当社の監査役である天野貴夫氏及び金子庄吉氏は、京成電鉄の取締役を兼務していることを踏まえ、上記取締役会の本株式交換に関する審議には一切参加しておらず、上記取締役会の決議に際しても意見を述べることを差し控えております。また、天野貴夫氏及び金子庄吉氏は、当社の立場において本株式交換の協議及び交渉には参加しておりません。

(4) 株式交換完全親会社となる京成電鉄の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換により増加する京成電鉄の資本金及び準備金の額は、それぞれ次のとおりといたします。係る取扱いは、法令及び京成電鉄の資本政策に鑑み、相当であると判断しています。

- ① 資本金の額：0円
- ② 資本準備金の額：会社計算規則第39条の規定に従って京成電鉄が別途定める額
- ③ 利益準備金の額：0円

4. 交換対価について参考となるべき事項

(1) 京成電鉄の定款の定め

京成電鉄の定款は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<https://www.shinkeisei.co.jp/ir/>) において記載しております。

(2) 交換対価の換価の方法に関する事項

① 交換対価を取引する市場

京成電鉄株式会社は、東京証券取引所プライム市場において取引されております。

② 交換対価の取引の媒介、取次ぎ又は代理を行う者

京成電鉄株式会社は、全国の各金融商品取引業者（証券会社等）において取引の媒介、取次ぎ等が行われています。

③ 交換対価の譲渡その他の処分に対する制限の内容

該当事項はありません。

(3) 交換対価の市場価格に関する事項

本株式交換契約の締結を公表した日（2022年4月28日）の前営業日を基準として、1か月間、3か月間及び6か月間の東京証券取引所市場第一部及びプライム市場における京成電鉄株式の終値の平均は、それぞれ3,380円、3,342円及び3,302円です。

また、京成電鉄株式の最新の市場価格等につきましては、東京証券取引所のウェブサイト (<https://www.jpx.co.jp/>) 等でご覧いただけます。

(4) 京成電鉄の過去5年間にその末日が到来した各事業年度に係る貸借対照表の内容

京成電鉄は、いずれの事業年度においても金融商品取引法第24条第1項の規定により有価証券報告書を提出しておりますので、記載を省略いたします。

5. 本株式交換に係る新株予約権の定め相当性の相当性に関する事項

該当事項はありません。

6. 計算書類等に関する事項

(1) 京成電鉄の最終事業年度に係る計算書類等の内容

京成電鉄の最終事業年度（2022年3月期）に係る計算書類等の内容については、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイト（<https://www.shinkeisei.co.jp/ir/>）に掲載しております。

(2) 両社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

①京成電鉄

(i) 本株式交換契約の締結

京成電鉄は、2022年4月28日開催の取締役会において、京成電鉄を株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする本株式交換を行うことを決議し、同日付で本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の内容は、上記2.「本株式交換契約の内容の概要」に記載のとおりです。

(ii) 自己株式の取得

京成電鉄は、2022年4月28日開催の取締役会において、自己株式取得に係る事項について決議いたしました。2022年4月29日より2022年8月31日までの期間において、京成電鉄株式5,000,000株（上限）を取得価額18,000,000,000円（上限）で取得する予定です。

②当社

(i) 本株式交換契約の締結

当社は、2022年4月28日開催の取締役会において、京成電鉄を株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする本株式交換を行うことを決議し、同日付で本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の内容は、上記2.「本株式交換契約の内容の概要」に記載のとおりです。

(ii) 自己株式の消却

当社は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時において当社が有する全ての自己株式（本株式交換に際して、会社法第785条第1項の規定に基づく反対株主の株式買取請求に応じて当社が取得する株式を含みます。）を、基準時において消却する予定です。

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

配当につきましては、経営基盤の強化安定を図るとともに、安全輸送の確保やお客さまサービス向上等の設備投資及び将来にわたる企業体質強化のための原資となる内部留保資金の確保等を勧奨しながら、株主の皆さまに安定的かつ継続的に利益還元していくことを基本方針としております。

従いまして、この方針に基づき、当期の期末配当金は1株につき12円50銭といたしたいと存じます。

なお、中間配当金として1株につき12円50銭をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は、1株につき25円となります。

- ① 配当財産の種類
金銭
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金12円50銭
配当総額 137,215,425円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月29日

第3号議案

取締役11名選任の件

現任取締役全員11名は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役11名の選任をお願いするものであります。取締役候補者は次のとおりであります。

候補者
番号

1

再任

眞下 幸人

(ましも ゆきひと)

生年月日 1962年2月1日生
所有する当社株式の数 20,000株



略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1984年4月 京成電鉄株式会社入社
2013年6月 同社常務取締役
2015年6月 当社代表取締役副社長
2016年6月 当社代表取締役社長
現在に至る

取締役候補者とした理由

経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督を行うなど、当社経営者として相応しい経験と能力を有していることから、引き続き取締役候補者としております。

候補者
番号

2

再任

田口 和己

(たぐち かずみ)

生年月日 1960年5月9日生
所有する当社株式の数 14,400株



略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1984年4月 当社入社
2011年6月 当社鉄道事業本部鉄道企画部長
2012年6月 当社鉄道事業本部鉄道営業部長
2014年6月 当社取締役鉄道事業本部鉄道営業部長
2015年6月 当社取締役総務人事部長
2016年6月 当社常務取締役鉄道事業本部長
2021年6月 当社専務取締役鉄道事業本部長
現在に至る

取締役候補者とした理由

当社業務全般に精通する等、当社経営者として相応しい経験と能力を有していることから、引き続き取締役候補者としております。

候補者
番号

3

再任

長見 真治

(ながみ しんじ)

生年月日 1962年5月11日生
所有する当社株式の数 9,300株



略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1986年4月 日本開発銀行（現 株式会社日本政策投資銀行）入行
2010年6月 株式会社日本政策投資銀行管理部担当部長兼
大手町再開発事業推進室長
2013年7月 DBJリアルエステート株式会社代表取締役社長
2015年6月 当社取締役財務戦略部長（開発推進副担当）
2018年6月 当社常務取締役財務戦略部長（開発推進担当）
2019年6月 当社常務取締役（財務戦略・開発推進担当）
現在に至る

取締役候補者とした理由

これまで企業経営に携わる等、当社経営者として相応しい経験と能力を有していることから、引き続き取締役候補者としております。

候補者
番号

4

再任

吉川 邦彦

(よしかわ くにひこ)

生年月日 1963年7月15日生
所有する当社株式の数 9,900株



略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1987年4月 当社入社
2012年6月 当社財務戦略部長
2014年6月 当社内部監査室長兼経営企画室長
2016年6月 当社取締役内部監査室長兼経営企画室長
2018年6月 当社取締役内部監査室長（総務人事担当）
2021年6月 当社常務取締役内部監査部長（総務人事担当）
現在に至る

取締役候補者とした理由

当社業務全般に精通する等、当社経営者として相応しい経験と能力を有していることから、引き続き取締役候補者としております。

候補者
番号

5

再任

河合 義一

(かわい よしかず)

生年月日 1964年12月6日生
所有する当社株式の数 9,300株

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1987年4月 当社入社
 2012年6月 当社総務人事部長
 2015年4月 当社総務人事部長兼鉄道事業本部鉄道技術部付部長
 2015年6月 当社鉄道事業本部鉄道営業部長兼鉄道技術部付部長
 2016年6月 当社取締役鉄道事業本部副本部長兼鉄道営業部長
 2018年6月 当社取締役経営企画室長兼
 鉄道事業本部車両電気部付部長
 2021年6月 当社常務取締役（経営企画担当）
 船橋新京成バス株式会社代表取締役会長
 現在に至る

（重要な兼職の状況）

東葉高速鉄道株式会社社外取締役
 船橋新京成バス株式会社代表取締役会長

取締役候補者とした理由

当社業務全般に精通する等、当社経営者として相応しい経験と能力を有していることから、引き続き取締役候補者としております。

候補者
番号

6

再任

多田 聡一

(ただ そういち)

生年月日 1959年12月28日生
所有する当社株式の数 6,700株

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1983年4月 日本国土開発株式会社入社
 2005年4月 同社東京支店土木部工事部長
 2008年4月 当社入社
 2012年6月 当社鉄道事業本部連立工事部長
 2016年6月 当社鉄道事業本部鉄道施設部長
 2018年6月 当社取締役鉄道事業本部鉄道施設部長
 現在に至る

取締役候補者とした理由

当社業務全般に精通する等、当社経営者として相応しい経験と能力を有していることから、引き続き取締役候補者としております。

候補者
番号

7

再任

相原 栄

(あいはら さかえ)

生年月日 1964年8月10日生
所有する当社株式の数 8,300株



略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1987年4月 当社入社
2014年6月 当社鉄道事業本部鉄道技術部長
2016年6月 当社鉄道事業本部車両電気部長
2018年6月 当社取締役鉄道事業本部車両電気部長
現在に至る

取締役候補者とした理由

当社業務全般に精通する等、当社経営者として相応しい経験と能力を有していることから、引き続き取締役候補者としております。

候補者
番号

8

再任

社外

小林 敏也

(こばやし としや)

生年月日 1959年7月30日生
所有する当社株式の数 700株



略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1982年4月 京成電鉄株式会社入社
2017年6月 同社代表取締役社長
2019年6月 当社社外取締役
現在に至る
2021年10月 京成電鉄株式会社代表取締役社長 社長執行役員
現在に至る

（重要な兼職の状況）

京成電鉄株式会社代表取締役社長 社長執行役員
北総鉄道株式会社監査役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

企業経営者として培ってきた豊かな経営経験と幅広い見識を有しており、客観的な立場から当社の経営全般についての取締役の職務執行に対する監督やチェック機能を果たすことを期待し、経営判断の客観性や中立性を確保するために、引き続き社外取締役候補者としております。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって3年であります。

網谷 多加子

(あみたに たかこ)

生年月日 1958年7月21日生
所有する当社株式の数 700株

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1993年9月 公認会計士登録
 1993年9月 網谷公認会計士事務所所長
 現在に至る
 2005年3月 税理士登録
 2019年6月 当社社外取締役
 現在に至る

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

公認会計士として豊富な経験と幅広い見識を有しており、特に財務・会計部門について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督や助言等を期待し、経営判断の客観性や中立性を確保するために、引き続き独立社外取締役候補者としております。過去に会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって3年であります。

池田 等

(いけだ ひとし)

生年月日 1959年7月15日生
所有する当社株式の数 300株

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1983年4月 株式会社千葉銀行入社
 2016年6月 同社参与
 現在に至る
 2020年6月 当社社外取締役
 現在に至る

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

豊かな財務経験や経営者としての経験を有し、客観的な立場から取締役の職務執行に対する監督や助言等を期待し、経営判断の客観性や中立性を確保するために、引き続き独立社外取締役候補者としております。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。

山田 耕司

(やまだ こうじ)

生年月日 1968年1月27日生
所有する当社株式の数 0株



略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1991年4月 京成電鉄株式会社入社
2021年10月 同社取締役 執行役員
現在に至る

（重要な兼職の状況）

京成電鉄株式会社取締役 執行役員
東葉高速鉄道株式会社社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

企業経営者として培ってきた経営経験と幅広い見識を有しており、客観的な立場から当社の経営全般についての取締役の職務執行に対する監督やチェック機能を果たすことを期待し、経営判断の客観性や中立性を確保するために、社外取締役候補者としております。

- (注) 1. 小林敏也氏は京成電鉄株式会社の代表取締役社長 社長執行役員に就任しており、当社は同社との間で、駅の共同使用、土地の賃借、車両の使用及び設備の使用等の取引を行っております。なお、同社は当社と同一の事業の部類に属する取引を行っております。
2. 上記以外の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 小林敏也、網谷多加子、池田 等、山田耕司の各氏は社外取締役候補者であります。当社は網谷多加子及び池田 等の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、当社は独立社外役員選任基準を設定しており、両氏は当該基準を満たしております。
4. 当社は、網谷多加子及び池田 等の両氏との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度とする旨の責任限定契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、当社及び子会社の取締役及び監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について、填補することとしております。各候補者が選任された場合は、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。また、次回更新時には同内容で更新する予定であります。

(ご参考) 新京成電鉄株式会社 独立社外役員選任基準

次の項目に該当する場合は原則として独立性が無いと判断

1. 当社及び当社の関係会社（以下「当社グループ」）の業務執行者※ a
 2. 当社の主要な取引先※ b 又はその業務執行者
 3. 当社の大株主※ c 又はその業務執行者
 4. 当社の主要な借入先※ d 又はその業務執行者
 5. 当社の会計監査人である監査法人に所属する公認会計士
 6. 当社から多額※ e の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計士、税理士、弁護士、司法書士、弁理士等の専門家
 7. 当社から多額の寄付を受けている者
 8. 過去3年間において上記2から7に該当していた者
 9. 上記1から7に該当する者が重要な者※ f である場合において、その者の配偶者又は二親等以内の親族
- ※ a 業務執行者：現に所属している業務執行取締役、業務を執行する社員その他これらに準じるもの及び使用人ならびに過去10年間において当社グループに所属したことがある者。
- ※ b 主要な取引先：当社との年間取引金額が当社又は相手方の連結売上高の2%を超えるものをいう。
- ※ c 大株主：当社事業年度末において、議決権ベースで10%以上を保有する株主をいう。
- ※ d 主要な借入先：当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者。
- ※ e 多額：1事業年度あたり個人の場合は年間1,000万円以上。当該専門家が所属する法人、組合等の団体の場合は、当該団体の総収入の10%を超えることをいう。
- ※ f 重要な者：取締役、監査役及び部長格以上の管理職に当たる使用人をいう。

以上

事業報告 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が続くなか、経済活動の持ち直しの動きは見られるものの、依然として厳しい状況で推移いたしました。

このような状況のもとで、当社グループでは引き続き安全管理体制の更なる充実を根幹とし、経営基盤の強化および業務の効率化に努めました。

その結果、全事業営業収益は18,871百万円、前期比8.4%(1,455百万円)の増収となり、全事業営業利益は603百万円（前期は営業損失689百万円）、経常利益は861百万円（前期は経常損失364百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益は520百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失1,085百万円）となりました。

なお、従来「その他」に区分していた「コンビニ業」は、量的な重要性が増したため、個別の事業区分として記載する方法に変更しております。

運 輸 業

鉄道事業では、安全輸送確保の取り組みとしてデジタルA T S工事をすすめるとともに、三咲駅の外壁屋根改修工事を実施したほか、諸施設のバリアフリー化として常盤平駅および滝不動駅のホーム内方線設置工事およびホーム嵩上げ工事をすすめました。また、お客さまサービス向上策につきましては、2021年11月に80000形車両1編成を導入したほか、高根木戸駅のエスカレーター更新工事を実施いたしました。

環境負荷の低減に向けた取り組みにつきましては、五香変電所～上本郷変電所間のき電線上下一括化を実施するとともに、8800形車両1編成でVVVFインバータ装置を更新したほか、車内照明のLED化を実施いたしました。

営業面につきましては、即日完売となった「猫の日記念 たか猫うだん乗車券・入場券」などの記念乗車券およびオリジナルグッズを発売したほか、千葉ロッテマリーンズや千葉ジェッツふなばしのラッピング電車の運行、果物狩りや沿線健康ハイキングなどのイベントを実施し、旅客誘致と増収に努めました。このほか、お子さまが描いた絵で装飾した「新京成ドリームトレイン」を昨年度に引き続き運行し、地域社会の活性化と新たなファンの獲得に努めました。

バス事業では、環境や高齢者などに配慮した車両へと9両代替したほか、「アンデルセンライナー」および「高根ライナー」の運行を開始し、利便性の向上を図りました。また、東京2020オリンピック・パラリンピック大会関係者の送迎輸送を受託したほか、停留所名称のネーミングライツ契約を締結するなど、収益の確保に努めました。このほか、観光庁の補助金を活用した事業として松戸市内の話題スポットを巡るデジタルスタンプラリーを開催し、沿線地域の活性化およびバス利用促進に努めたほか、船橋新京成バス株式会社ではモバイルP A S M Oの取扱いを開始し、お客さまサービスの向上に取り組みました。また、国土交通省が創設した「働きやすい職場認証制度（運転者職場環境良好度認証制度）」において、一つ星事業者として認証されました。

以上の結果、営業収益は13,322百万円、前期比8.9%(1,089百万円)の増収となり、営業損失は967百万円（前期は営業損失2,148百万円）となりました。

不動産業

不動産賃貸事業では、八千代市緑が丘西（吉橋85街区）および松戸市金ヶ作の新規賃貸施設が稼働したほか、空室へのテナント誘致を積極的に行い物件稼働率の維持向上に努めました。

以上の結果、営業収益は3,323百万円、前期比1.1%(37百万円)の増収となり、営業利益は1,463百万円、前期比4.9%(67百万円)の増益となりました。

コンビニ業

コンビニ事業では、コロナ禍におけるお客さま動向の変化に対応した品揃えを強化するなど、利便性と収益力の向上を図りました。また、沿線の農園と連携して製造した商品や地域産品を引き続き販売したほか、「新京成マルシェ」や小学生を対象とした「おしごと体験」を開催し、地域貢献に努めました。

以上の結果、営業収益は2,371百万円、前期比16.6%(337百万円)の増収となり、営業利益は81百万円、前期比129.1%(46百万円)の増益となりました。

(2) 対処すべき課題

今後の当社グループを取り巻く事業環境は、中長期的には沿線の少子高齢化や生産年齢人口の減少による影響が見込まれます。また、新型コロナウイルス感染症の影響による事業環境の変化により、足元では、特に運輸事業において収益が減少する等の影響を受けております。

このような状況に対応していくため、当社グループでは、安全・安心・快適を旨とした事業運営を通じ、お客さまや社会から信頼される企業となることを目指しつつ、ニーズを先取りしたサービス展開により、住んでいたい・住んでみたい魅力的な沿線づくりを行うために、2019年4月に中期経営計画「S4計画」を策定し、2022年3月までの3年間取り組んでまいりました。

これまでの取り組みを踏まえ、一層の事業基盤の強化や新たな事業の創出、沿線地域との共生や支援による地域活性化を図るとともに地域ブランド力を向上させることで、当社グループ全体としての魅力を向上させ、お客さまや社会からより信頼される企業を目指してまいります。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した企業集団の設備投資の総額は4,131百万円で、その主なものは次のとおりであります。

運輸業

列車無線デジタル化工事

非常通報装置更新工事

デジタルA T S 設置工事（習志野駅～高根公団駅間）

駅ホーム嵩上げ及び内方線付点状ブロック設置工事（常盤平駅）

新造車両導入（80000形1編成）

8800形車両フルS i C適用V V V F インバータ装置化工事

駅エスカレーター更新工事（高根木戸駅）

I Cカード利便性向上に伴う駅務機器等改造工事

乗合バス車両新造（9両）

不動産業

八千代市緑が丘西（吉橋85街区）賃貸施設建設工事

(4) 資金調達の状況

当期末の借入金残高は、10,949百万円となり、前期末に比べ525百万円増加いたしました。

(5) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	2018年度 (第101期)	2019年度 (第102期)	2020年度 (第103期)	2021年度 (当期)
営 業 収 益 (百万円)	21,445	21,302	17,415	18,871
経 常 利 益 又は経常損失(△) (百万円)	3,771	3,299	△364	861
親会社株主に帰属する当期 純利益又は親会社株主に帰 属する当期純損失 (△) (百万円)	2,680	2,355	△1,085	520
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	244.17	214.55	△98.90	47.40
総 資 産 (百万円)	97,942	100,929	102,664	68,109
純 資 産 (百万円)	43,278	44,059	43,486	43,562

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は期中平均発行済株式総数(自己株式を控除した株式数)により算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当期の期首から適用しており、当期に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(6) 重要な親会社及び子会社並びに企業結合等の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
船橋新京成バス株式会社	百万円 50	% 100.00	旅客自動車運送事業
松戸新京成バス株式会社	50	100.00	旅客自動車運送事業
新京成リテーリングネット株式会社	10	100.00	コンビニ事業

(注) 当社におきましては、特定完全子会社に関する事項はございません。

③ 重要な企業結合等の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
京成電鉄株式会社	百万円 36,803	% 1.08	鉄道事業、 不動産分譲・賃貸業
京成建設株式会社 (持分法適用関連会社)	450	28.57	建設業
京成車両工業株式会社 (持分法適用関連会社)	20	40.00	電車検修業

(注) 京成電鉄株式会社は、当社の発行済株式総数の44.45%を所有しております。

(7) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

【運輸業】

事業の内容	会社名
鉄道事業	当社
バス事業	船橋新京成バス株式会社、松戸新京成バス株式会社

【不動産業】

事業の内容	会社名
不動産分譲事業	当社
不動産賃貸事業	当社

【コンビニ業】

事業の内容	会社名
コンビニ事業	新京成リテーリングネット株式会社

(8) 主要な事業所等 (2022年3月31日現在)

会社名	本社	事業規模
当 社	千葉県鎌ヶ谷市	鉄道営業キロ：26.5km 営業区間：松戸～京成津田沼(千葉県) 駅数：24駅(千葉県) 車両数：156両 賃貸物件：津田沼12番街ビル、津田沼14番街ビル、八千代物流センター等(千葉県)
船橋新京成バス株式会社	千葉県鎌ヶ谷市	営業所：2ヵ所(千葉県鎌ヶ谷市、船橋市) 営業キロ：203.72km 車両数：145両
松戸新京成バス株式会社	千葉県鎌ヶ谷市	営業所：1ヵ所(千葉県松戸市) 操車場：1ヵ所(千葉県松戸市) 営業キロ：159.64km 車両数：103両
新京成リテーリングネット株式会社	千葉県船橋市	コンビニ店舗：11店舗(千葉県)

(9) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数
運輸業	871 (177) 名
不動産業	14 (3) 名
コンビニ業	18 (239) 名
合計	903 (419) 名

(注) 使用人数は就業人員であり、年間の平均臨時雇用者数については () 内に外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
481 (56) 名	4名増 (1名増)	38.5歳	18.4年

(注) 使用人数は就業人員であり、年間の平均臨時雇用者数については () 内に外数で記載しております。

(10) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社日本政策投資銀行	百万円 4,804

2. 会社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 24,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 11,023,228株
- (3) 株主数 3,504名(前期末比269名増)
- (4) 大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
京成電鉄株式会社	千株 4,899	% 44.64
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	467	4.26
日本生命保険相互会社 常任代理人日本マスタートラスト信託銀行株式会社	274	2.50
東京海上日動火災保険株式会社	189	1.73
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	139	1.27
新京成電鉄従業員持株会	114	1.04
三井住友海上火災保険株式会社	114	1.04
三井住友信託銀行株式会社 常任代理人株式会社日本カストディ銀行	113	1.03
株式会社みずほ銀行 常任代理人株式会社日本カストディ銀行	110	1.00
福田智子	88	0.81

(注) 持株比率は自己株式(45,994株)を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2022年3月31日現在）

当社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	眞下幸人	
専務取締役	田口和己	鉄道事業本部長
常務取締役	長見真治	財務戦略・開発推進担当
常務取締役	吉川邦彦	内部監査部長・総務人事担当
常務取締役	河合義一	経営企画担当 東葉高速鉄道株式会社 社外取締役 船橋新京成バス株式会社 代表取締役会長
取締役	多田聡一	鉄道事業本部鉄道施設部長
取締役	相原栄	鉄道事業本部車両電気部長
取締役	三枝紀生	北総鉄道株式会社 取締役 株式会社オリエンタルランド 社外監査役
取締役	小林敏也	京成電鉄株式会社 代表取締役社長 社長執行役員 北総鉄道株式会社 監査役
取締役	網谷多加子	
取締役	池田等	
常勤監査役	柳田信夫	
常勤監査役	山門浩一	
監査役	天野貴夫	京成電鉄株式会社 代表取締役 専務執行役員
監査役	金子庄吉	京成電鉄株式会社 取締役 常務執行役員

- (注) 1. 取締役三枝紀生、取締役小林敏也、取締役網谷多加子、取締役池田等は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役山門浩一、監査役天野貴夫、監査役金子庄吉は、社外監査役であります。
3. 取締役網谷多加子、取締役池田等、常勤監査役山門浩一は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

4. 常勤監査役柳田信夫は、当社において決算業務並びに財務諸表等の作成に従事した経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 常務取締役河合義一は、東葉高速鉄道株式会社の社外取締役であります。同社は当社と同一の事業の部類に属する取引を行っております。
6. 社外取締役三枝紀生は、京成電鉄株式会社の代表取締役会長でありましたが、2021年6月29日付で退任し、同日付で相談役に就任しております。現在は北総鉄道株式会社の取締役及び株式会社オリエンタルランドの社外監査役であります。北総鉄道株式会社は当社と同一の事業の部類に属する取引を行っております。また、株式会社オリエンタルランドと当社の間特別な関係はありません。
7. 社外取締役小林敏也は、京成電鉄株式会社の代表取締役社長 社長執行役員及び北総鉄道株式会社の監査役であります。京成電鉄株式会社及び北総鉄道株式会社は当社と同一の事業の部類に属する取引を行っております。
8. 社外監査役天野貴夫は、京成電鉄株式会社の代表取締役 専務執行役員であります。同社は当社と同一の事業の部類に属する取引を行っております。
9. 社外監査役金子庄吉は、京成電鉄株式会社の取締役 常務執行役員であります。同社は当社と同一の事業の部類に属する取引を行っております。なお、2021年6月24日をもって東葉高速鉄道株式会社の社外取締役を退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役網谷多加子及び取締役池田 等並びに監査役山門浩一は、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは法令が定める額を限度とする旨の契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び子会社の取締役及び監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について、填補することとしております。ただし法令違反の行為のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年1月28日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議いたしました。

取締役の報酬等は、役職位や業績等を勘案して定める基本報酬に加え、常勤取締役については中長期的な企業価値向上への貢献意欲を高めるため自社株取得を目的とした報酬を支給します。なお、支給方法は月例の固定報酬のみとします。個人別の報酬額については、取締役会において取締役社長への一任決議を経た上で、取締役社長が株主総会決議により承認された範囲において決定します。

また、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、その決定方法として取締役社長への一任決議を経ており、報酬等の内容は役職や業績等を勘案した上で株主総会決議により承認された範囲内で決定されていることから、取締役会で決議した決定方針に沿うものであると判断しております。

②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社役員の報酬限度額は、2010年6月25日開催の株主総会で決議しており、その決議内容は、取締役については年額260百万円以内、監査役については年額65百万円以内とするものであります。当該株主総会終結時点の取締役の員数は12名、監査役の員数は4名です。また、そのうち社外取締役分を年額30百万円以内とすることを2016年6月28日開催の株主総会において決議しております。当該株主総会終結時点の社外取締役の員数は4名です。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会において取締役社長への一任決議を経た上で、取締役社長眞下幸人が株主総会決議により承認された範囲において、取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。一任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには、取締役社長が適していると判断したためであります。

④取締役及び監査役に支払った報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる人員
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取 締 役	百万円 149	百万円 149	百万円 -	百万円 -	名 11
監 査 役	44	44	-	-	4
合 計	193	193	-	-	15

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 社外役員の支給額は、43百万円（社外取締役4名、社外監査役3名）であります。

(5) 社外役員の当事業年度における主な活動状況

・社外取締役

地 位	氏 名	取締役会	発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
		出席回数	
取締役	三 枝 紀 生	8回中8回	長年に亘り企業経営者として培ってきた豊かな経営経験と幅広い見識に基づき、経営の監督と経営全般への助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役	小 林 敏 也	8回中8回	企業経営者として培ってきた豊かな経営経験と幅広い見識に基づき、経営の監督と経営全般への助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役	網 谷 多 加 子	8回中8回	公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、会計、財務に関して専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役	池 田 等	8回中8回	豊かな財務経験や企業経営者としての幅広い見識に基づき、金融、財務に関して専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

・社外監査役

地 位	氏 名	取締役会	監査役会	発 言 状 況
		出席回数	出席回数	
監査役	山 門 浩 一	8回中8回	7回中7回	監査役監査の内容について議論を行うとともに、適宜必要に応じて意見を述べております。
監査役	天 野 貴 夫	8回中8回	7回中7回	監査役監査の内容について議論を行うとともに、適宜必要に応じて意見を述べております。
監査役	金 子 庄 吉	8回中7回	7回中6回	監査役監査の内容について議論を行うとともに、適宜必要に応じて意見を述べております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 名称 東陽監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	百万円 36
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	36

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画、従前の事業年度における職務執行状況や報酬の算出根拠等を確認し検討した結果、監査報酬等の額が相当であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人について、会社法第340条第1項各号に該当するなどの事実を確認したときは、速やかにその内容を調査し、監査継続が困難である、あるいは監査を行わせることが適当でないと判断した場合は、法令に定める手続きに従い、解任または不再任の手続きを行います。

5. 会社の支配に関する基本方針

現時点では、当社は、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針等について特に定めておりません。

※本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てております。また比率は表示単位未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	9,728,814	流 動 負 債	11,902,204
現金及び預金	6,377,621	買 掛 金	1,077,373
売 掛 金	1,142,667	短 期 借 入 金	4,684,100
リース投資資産	793,241	未 払 金	2,047,499
商品及び製品	50,349	未 払 法 人 税 等	406,211
分譲土地建物	610,000	前 受 金	410,726
原材料及び貯蔵品	503,180	賞 与 引 当 金	473,699
その他	251,753	そ の 他	2,802,593
固 定 資 産	58,381,121	固 定 負 債	12,645,624
有 形 固 定 資 産	47,340,242	長 期 借 入 金	6,265,500
建物及び構築物	26,378,677	繰 延 税 金 負 債	951,018
機械装置及び運搬具	5,256,174	退 職 給 付 に 係 る 負 債	3,329,601
土地	12,175,105	そ の 他	2,099,504
建設仮勘定	2,861,208	負 債 合 計	24,547,829
その他	669,076		
無 形 固 定 資 産	594,559	純 資 産 の 部	
その他	594,559	株 主 資 本	38,998,081
投資その他の資産	10,446,319	資 本 金	5,935,940
投資有価証券	10,153,875	資 本 剰 余 金	4,774,522
繰延税金資産	5,976	利 益 剰 余 金	28,373,853
退職給付に係る資産	181,932	自 己 株 式	△86,235
その他	104,534	その他の包括利益累計額	4,564,025
		その他有価証券評価差額金	4,594,620
		退職給付に係る調整累計額	△30,594
		純 資 産 合 計	43,562,106
資 産 合 計	68,109,936	負 債 純 資 産 合 計	68,109,936

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

科 目	金 額	
	千円	千円
営業収益		18,871,082
営業費用		
運輸業等営業費及び売上原価	17,102,527	
販売費及び一般管理費	1,164,707	18,267,234
営業利益		603,847
営業外収益		
受取利息及び配当金	75,115	
持分法による投資利益	125,842	
助成金収入	81,625	
その他の	95,047	377,631
営業外費用		
支払利息	114,465	
その他の	5,032	119,497
経常利益		861,981
特別利益		
工事負担金等受入額	32,958,556	32,958,556
特別損失		
固定資産圧縮損	32,958,020	
その他の	12,166	32,970,186
税金等調整前当期純利益		850,351
法人税、住民税及び事業税	400,268	
法人税等調整額	△70,220	330,047
当期純利益		520,304
親会社株主に帰属する当期純利益		520,304

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	7,926,326	流 動 負 債	12,600,850
現金及び預金	5,082,951	短期借入金	4,684,100
未収運賃	749,596	未払費用	2,790,392
未収金	43,813	未払法人税等	326,645
未収収益	30,665	預り連絡運賃	380,481
未収消費税等	30,431	預り運賃	1,036,094
リース投資資産	793,241	前受運賃	1,997,660
分譲土地建物	610,000	前受収益	625,085
貯蔵品	471,092	前受引当金	410,720
前払費用	76,077	賞与引当金	7,858
その他の流動資産	38,456	資産除去債務	337,415
			4,396
固 定 資 産	55,893,198	固 定 負 債	11,718,830
鉄道事業固定資産	27,083,690	長期借入金	5,965,500
不動産事業固定資産	17,358,663	繰延税金負債	955,111
各事業関連固定資産	625,046	退職給付引当金	2,698,713
建設仮勘定	2,861,208	資産除去債務	95,518
投資その他の資産	7,964,590	預り保証金	2,003,985
関係会社株式	6,678,653	負債合計	24,319,680
投資有価証券	1,005,869	純 資 産 の 部	
長期前払費用	64,357	株 主 資 本	35,054,517
前払年金費用	182,857	資本剰余金	5,935,940
その他の投資等	32,852	資本準備金	4,774,522
		その他資本剰余金	4,773,405
		利益剰余金	1,116
		利益準備金	24,430,290
		その他利益剰余金	523,210
		別途積立金	23,907,079
		買換資産圧縮積立金	2,480,500
		繰越利益剰余金	5,469
		自己株式	21,421,110
		評価・換算差額等	△86,235
		その他有価証券評価差額金	4,445,327
		純資産合計	4,445,327
資 産 合 計	63,819,525	負 債 純 資 産 合 計	63,819,525

損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

科 目	金 額	
	千円	千円
鉄道事業		
営業収益	9,382,513	
営業費用	9,902,247	
不動産事業		519,734
営業収益	3,937,619	
営業費用	2,431,742	
営業外収益		1,505,877
受取利息及び配当金	194,453	
生命保険配当金	31,674	
その他の収益	89,266	315,395
営業外費用		
支払利息	120,201	
その他費用	25,129	145,331
特別利益		1,156,206
工事負担金等受入額	32,958,556	32,958,556
特別損失		
固定資産圧縮損	32,958,020	
その他の	112,166	33,070,186
税引前当期純利益		1,044,577
法人税、住民税及び事業税	368,504	
法人税等調整額	△61,775	306,728
当期純利益		737,848

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月6日

新京成電鉄株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人
東京事務所
指 定 社 員 公認会計士 小 林 弥
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 田 中 章 公
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 田 部 秀 穂
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、新京成電鉄株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新京成電鉄株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

連結注記表の重要な後発事象に関する注記に記載のとおり、会社は2022年4月28日開催の取締役会において、京成電鉄株式会社を株式交換完全親会社、会社を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付で株式交換契約を締結している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月6日

新京成電鉄株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人
東京事務所
指 定 社 員 公認会計士 小 林 弥
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 田 中 章 公
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 田 部 秀 穂
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、新京成電鉄株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第104期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

個別注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2022年4月28日開催の取締役会において、京成電鉄株式会社を株式交換完全親会社、会社を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付で株式交換契約を締結している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第104期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1)監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2)各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月11日

新京成電鉄株式会社 監査役会

常勤監査役	柳 田 信 夫 ㊟
常勤監査役（社外監査役）	山 門 浩 一 ㊟
社外監査役	天 野 貴 夫 ㊟
社外監査役	金 子 庄 吉 ㊟

以 上

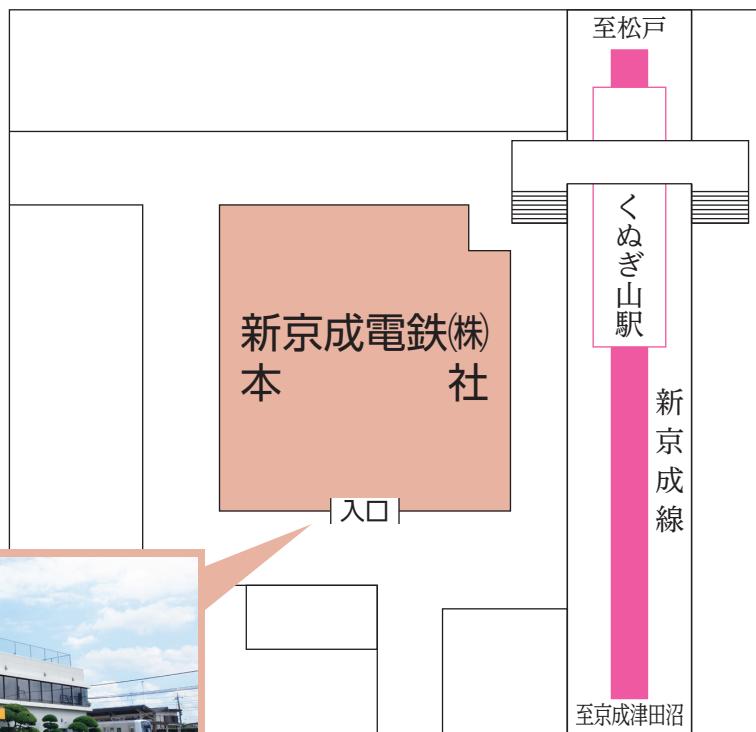
株主総会 会場ご案内図

会場

千葉県鎌ヶ谷市くぬぎ山四丁目1番12号
新京成電鉄株式会社 本社会議室

交通 | 新京成線 くぬぎ山駅 下車

ご来場の際は、公共交通機関をご利用ください。



UD
FONT

ユニバーサルデザイン (UD) の
考えに基づいた見やすいデザイン
の文字を採用しています。